

佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例（平成25年佐賀市条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づく空家空地等の活用を促進するために必要な措置（空き家のリフォームに係るものに限る。）を講じる者に対する助成の実施について、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年佐賀市規則第25号。以下「規則」という。）及び佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は条例及び規則の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 専用住宅等 一戸建ての専用住宅及び併用住宅（床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）をいう。
- (2) リフォーム 空き家（専用住宅等に限る。）に居住する目的で行う、増築工事、一部改築工事、改装・改修工事、維持・修理工事等をいう。
- (3) 建物状況調査 既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第4号に定める既存住宅状況調査をいう。
- (4) 市内業者 佐賀市内に本店を有する法人又は佐賀市内に住所を有する個人事業主をいう。

(助成対象空き家)

第3条 助成金の交付の対象となる空き家は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 専用住宅等であること。
- (2) 佐賀市内の居住誘導区域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。）内のものであること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める耐震基準（新耐震基準、昭和56年6月1日施行）を満たすこと。
- (4) 申請時点で建築から20年以上経過していること。
- (5) リフォーム後に専用住宅等の用に供するもの。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 助成金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から起算して過去2年以内に購入した空き家の所有者（3親等以内の親族から購入した場合を除く。）であ

ること。

- (2) 当該空き家に居住している者又は居住しようとする者であること。
- (3) 助成金の交付を申請する日の属する年度内に当該空き家に居住できること。
- (4) 当該空き家に居住する日又は市長が第13条の規定による通知をした日のいずれか遅い日から連続して5年以上居住できること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず助成対象者から除外する。

- (1) 建築物若しくは土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者
- (2) 当該空き家を別荘（専ら保養の用に供するものをいう。）として利用する者又は利用しようとする者
- (3) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
（助成対象工事）

第5条 助成金の交付の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、法人又は個人事業主と工事の請負契約を締結して行われるものであって、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 構造耐力上主要な部分に関する工事
- (2) 雨水の侵入を防止する部分に関する工事
- (3) 内装に関する工事
- (4) 屋根及び外壁に関する工事
- (5) 浴室、台所、便所等の水回りに関する工事
- (6) 増築、減築、間取りの変更及びバリアフリー改修に関する工事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、空き家の性能を維持させ、又は向上させる工事のうち市長が必要と認める工事

2 次の各号のいずれかに該当する工事は、前項の規定にかかわらず助成対象工事から除外する。

- (1) 専用住宅等以外の物置、車庫その他の別棟の改修工事
- (2) 空き家の解体、除却又はシロアリ駆除のみを行う工事
- (3) 太陽光発電設備の設置工事
- (4) 庭園・造園又は門・塀等に係る外構工事
- (5) カーテン、家具、書庫、OA機器等の購入・設置
- (6) ルームエアコンの設置・更新・修理工事
- (7) 屋外広告物等の設置・更新・修理工事
- (8) 点検、清掃、消耗品の交換・故障修理等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事
- (10) 他の制度により、国、佐賀県又は佐賀市の補助金等の対象となる工事

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、100万円を限度として、助成対象工事に要する費用の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

(助成の手続)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、佐賀市空き家リフォーム助成金申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、工事の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、市長は、必要がないと判断した書類の添付を省略させることができる。

- (1) 建物及び土地の登記事項証明書の写し
- (2) 建物及び土地の売買契約書の写し
- (3) 位置図
- (4) 写真(建物の全体及び工事予定箇所が確認できるもの。)
- (5) 配置図、各階平面図、立面図等(助成対象工事の計画が確認できるもの。)
- (6) 見積書等(工事内容等の内訳明細の付いたもの。)
- (7) 市税等の完納証明書
- (8) 同意書(別紙1)
- (9) 暴力団排除に係る誓約書(別紙2)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(助成金交付の条件)

第8条 佐賀市補助金等交付規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則、佐賀市補助金等交付規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 申請者は、この要綱による助成金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (3) リフォームを行うために契約を締結する場合は、市内業者と契約するように努めること。
- (4) 助成金の交付を受けようとする空き家については、建物状況調査を受けるよう努めること。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、第7条の申請があったときは、その内容を審査し、佐賀市空き家リフォーム助成金交付決定通知書(様式第2号)又は佐賀市空き家リフォーム助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第10条 申請者は、助成対象工事の内容、その他の事項の変更をしようとするときは、あらかじめ佐賀市空き家リフォーム助成金交付申請事項変更申請書(様式第4

号)により、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更のない工事費の軽微な変更については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、佐賀市空き家リフォーム助成金交付申請事項変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請の中止承認申請)

第11条 申請者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに空き家リフォーム助成金交付申請中止申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の遅延等により、申請を行った日の属する年度の3月31日までに次条に規定する実績の報告ができないことが判明したとき。
- (2) 助成対象工事を中止するとき。
- (3) その他助成対象工事の目的の達成が困難であることが判明したとき。

- 2 市長は、前項の中止申請書の提出があったときは、空き家リフォーム助成金交付申請中止承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、助成対象工事の完了した日から30日以内又は申請を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに佐賀市空き家リフォーム助成金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し
- (3) 助成対象工事の施工前、施工中及び施工後の写真(第5条第1項各号の工事内容が確認できるもの。)
- (4) その他市長が特に必要と認める書類
(助成金の交付額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査により、助成対象工事の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、空き家リフォーム助成金確定通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 申請者は、前条に規定する通知書を受けたときは、速やかに佐賀市空き家リフォーム助成金交付請求書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずる

ものとする。ただし、災害等やむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。
- (2) 条例、規則、この要綱の規定に違反していることが認められたとき。
- (3) 助成金の交付申請をした日の属する年度の末日までに当該空き家に居住しなかったとき。
- (4) 当該空き家に居住した日から起算して5年が経過するまでの間に、当該空き家に居住しなくなったとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命じる金額は、同項第1号から第3号までに該当する場合にあっては全額を、第4号に該当する場合にあっては、次の各号に掲げる年数の区分（当該空き家に居住した日を基準とする。）に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 1年未満のとき 全額
- (2) 1年以上2年未満のとき 助成金の額に5分の4を乗じて得た額
- (3) 2年以上3年未満のとき 助成金の額に5分の3を乗じて得た額
- (4) 3年以上4年未満のとき 助成金の額に5分の2を乗じて得た額
- (5) 4年以上5年未満のとき 助成金の額に5分の1を乗じて得た額
（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所
氏 名 ※
連絡先

※本人が手書きしない場合は記名押印してください。

佐賀市空き家リフォーム助成金 申請書

佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例第13条に規定する助成を受けたいので、佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

申請者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	〒 Tel
空き家の概要	所在地	佐賀市
	構造・階数	造 階建
	延床面積	m ²
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
	建築時期	年 月 日
工事費 (見積金額)		円
助成金受給状況	助成対象工事に係る国、佐賀県又は本市の他の制度による補助金受給状況（予定を含む。） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 「あり」の場合は、次の項目を記載してください。 助成金名 受給（予定）日 年 月 日 助成金の額 円	
工事施工期間（予定）	(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 工事計画図面等 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 市税等の完納証明書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

同 意 書

私は、佐賀市空き家リフォーム助成金の申請に当たって、下記の事項について同意します。

記

- 1 佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱の規定を順守すること。
- 2 この助成金交付申請の審査のため、佐賀市が住民基本台帳情報及び税務情報の資料について確認すること。
- 3 佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第15条の規定により助成金の交付決定を取り消された場合は、助成金の全部又は一部を返還すること。この場合に佐賀市が住民基本台帳情報及び税務情報の資料について確認すること。

佐賀市長 様 年 月 日

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ ※

※本人が手書きしない場合は記名押印してください。

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 私は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)までに掲げるものが、実質的に関与している個人ではありません。

年 月 日

佐賀市長 様

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ ※

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市空き家リフォーム助成金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐賀市空き家リフォーム助成金の交付について、次のとおり決定したので、佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

なお、工事が完了したときは、佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第12条に基づく実績報告を行ってください。

記

1 交付年度	年度
2 交付決定額	円
3 空き家の所在地	佐賀市
4 交付の条件及び指示	(1) この助成金は本工事の目的以外に使用してはならない。 (2) この工事については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。 (3) 佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定を取消することができる。 (4) (3)により取消しを行ったときは、当該取消しに関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市空き家リフォーム助成金 不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐賀市空き家リフォーム助成金の交付について、次の理由により交付決定できませんでしたので、佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

決定できない理由	
----------	--

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所

氏 名

※

連絡先

※本人が手書きしない場合は記名押印してください。

佐賀市空き家リフォーム助成金 交付申請事項変更申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった佐賀市
空き家リフォーム助成金の交付について、下記のとおり申請事項の変更をしたいので、佐賀
市空き家リフォーム助成金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 空き家の所在地	佐賀市
2 変更理由	
3 変更内容	
4 工事費の変更	
5 関係書類	

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市空き家リフォーム助成金 申請事項変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった佐賀市空き家リフォーム助成金の交付に係る申請事項の変更について、次のとおり承認したので佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 空き家の所在地	佐賀市
2 変更内容	
3 変更後の交付決定額	

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所

氏 名

※

連絡先

※本人が手書きしない場合は記名押印してください。

佐賀市空き家リフォーム助成金 交付申請中止申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった佐賀市
空き家リフォーム助成金の交付について、下記のとおり申請を中止したいので、佐賀市空き
家リフォーム助成金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1 空き家の所在地	佐賀市
2 中止の理由	
3 関係書類	

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市空き家リフォーム助成金 交付申請中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった佐賀市空き家リフォーム助成金の交付に係る申請の中止について、次のとおり承認したので佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 空き家の所在地	佐賀市
2 内容	申請の中止

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所

氏 名

※

連絡先

※本人が手書きしない場合は記名押印してください。

佐賀市空き家リフォーム助成金 実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった佐賀市
空き家リフォーム助成金の交付について、佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第12
条の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1 空き家の所在地	佐賀市
2 助成金交付決定額	円
3 施工期間	(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日
4 関係書類	(1) 契約書の写し (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し (3) 助成対象工事の施工前、施工中、施工後の写真（第5条 第1項各号の工事内容が確認できるもの。）

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市空き家リフォーム助成金 確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった佐賀市空き家リフォーム助成金の交付について、助成対象工事の完了を認め、佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第13条の規定により助成金の額を確定しましたので、次のとおり通知します。

なお、速やかに、佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第14条の規定に基づく請求を行ってください。

記

1 交付年度	年度
2 交付確定額	円

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

住 所

氏 名

※

連絡先

※本人が手書きしない場合は記名押印してください。

佐賀市空き家リフォーム助成金 交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定のあった佐賀市空き家リフォーム助成金の交付について、佐賀市空き家リフォーム助成金交付要綱第14条の規定により請求いたします。

記

請 求 金 額		円
振 込 先	金融機関・支店名	
	預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	(ふりがな) 氏 名